

## 評議員及び役員選任規程

(目的)

**第1条** 公益財団法人東京都バレーボール協会の評議員及び役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、法令または本会定款について定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(評議員候補者の推薦)

**第2条** 評議員候補者について、各号に掲げる者の中からそれぞれの各号に定める人数の範囲内で、評議員会に推薦するものとする。

(1) 各加盟団体から互選により推薦された者 1名

(2) 学識経験者 5名以内

2 前項(2)については、役員候補者選考委員会で選出する。

(理事候補者の推薦)

**第3条** 理事候補者について、各号に掲げる者の中からそれぞれの各号に定める人数の範囲内で、理事会に推薦し、評議員会の決議によって選任する。

(1) 各加盟団体から互選により推薦された者 1名

(2) 学識経験者 5名以内

2 前項(2)については、役員候補者選考委員会で選出する。

(監事候補者の推薦)

**第4条** 監事候補者については、本会定款に定める3名以内の範囲で、役員候補者選考委員会が理事会に推薦し、評議員会の決議によって選任する。

(定年制)

**第5条** 評議員、理事及び監事は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

(規程の改廃)

**第6条** この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(補足)

**第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

1 この規程、理事会の承認を受けた日（2014年10月9日）から施行する。